

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	古物営業等管理ファイル	
実施機関の名称	警察本部長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活安全部保安課	
個人情報ファイルの利用目的	古物商及び古物市場主並びに質屋の許可に関する事務の適切な管理を遂行するために利用する。	
個人情報ファイルに記録される項目 (記録項目)	1 登録区分、2 営業別、3 許可番号、4 古物等種別(質屋を除く)、5 受理警察署、6 受理年月日、7 許可年月日、8 交付年月日、9 経由警察署、10 変更年月日、11 返納理由、12 返納年月日、13 営業所廃止年月日(古物のみ)、14 再交付年月日、15 休業期間(質屋のみ)、16 許可者氏名等・カナ、17 生年月日、18 性別、19 許可者本(国)籍、20 許可者住所等、21 電話番号、22 法人・個人別、23 主な古物取扱い、24 行商をしようとする者であるかどうかの別、25 営業所形態(古物商のみ)、26 本・支店の別、27 営業所名称・カナ、28 営業所所在地、29 営業所電話番号、30 質物保管設備(質屋のみ)、31 古物取扱品、32 管理者等氏名・カナ、33 対象者区分、34 管理者等生年月日、35 性別、36 管理者等本(国)籍、37 管理者等住所	
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(記録範囲)	古物営業法(昭和24年法律第108号)及び質屋営業法(昭和25年法律第158号)の規定により各許可を受けた者及び当該許可に係る管理者等	
個人情報ファイルに記録される個人情報(記録情報)の収集方法	許可申請者からの申請書	
要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先	警察庁	
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	所 属	総務部文書課
	所 在 地	さいたま市浦和区高砂3-15-1
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続	根拠法令	古物営業法、古物営業法施行規則、質屋営業法、質屋営業法施行規則
	内 容	古物営業の各項目変更(法第7条第1項、規則第5条第3項) 質屋営業の各項目変更(法第4条第2項、規則第8条第1項)

個人情報ファイル の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 電算ファイル	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用 目的及び記録範囲の範囲内である文書ファイル	<input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> 文書ファイル		<input checked="" type="checkbox"/> 無
備考			